

猪名川町印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

猪名川町長 岡本信司

猪名川町印鑑条例の一部を改正する条例

令和8年3月23日

条例第3号

猪名川町印鑑条例（昭和56年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条の2中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

猪名川町印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請)</p> <p>第16条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用して暗証番号を入力し、又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用して暗証番号を入力し、若しくはこれに代わる認証を行うことにより、印鑑登録の証明を申請することができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請)</p> <p>第16条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用して暗証番号を入力し、又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用して暗証番号を入力し、若しくはこれに代わる認証を行うことにより、印鑑登録の証明を申請することができる。</p>